厚生労働省
福井労働局

Press Release

福井労働局発表 令和２年９月１日

担当	福井労働局雇用環境・均等室 監理官　小林　智枝 室長補佐　奥山　剛志 電話　(0776)22-3947

県内初、全国2社目！！

女性活躍推進法に基づき
プラチナえるぼし認定を行いました！
「福井県民生活協同組合」（福井市）

～９月９日(水) 福井労働局にて
「プラチナえるぼし認定式」を行います。～

このたび、福井労働局(局長　山崎　直紀)は、女性活躍推進法に基づく特例認定として、福井県民生活協同組合（理事長　竹生　正人）をプラチナえるぼし企業として認定しました。

プラチナえるぼしの認定は福井県で初、全国では２社目となります。

福井労働局では、下記のとおり認定式を行います。

当日の取材をよろしくお願いします！

◆プラチナえるぼし認定式

日時：令和２年９月９日（水）１１：００～１２：００

場所：福井労働局１４階　会議室　（福井市春山１丁目１－５４）

プラチナえるぼし認定とは ？

2020 年（令和 2 年）6 月 1 日から創設された制度であり、プラチナえるぼし認定を受けるためには、えるぼし認定（3 段階のうちのいずれか）を受けている必要があります。えるぼし認定企業のうち、一般事業主行動計画の目標の達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合、厚生労働大臣（都道府県労働局へ委任）の特例認定（プラチナえるぼし認定）を受けることができます。

特例認定を受けると、プラチナえるぼしマークを商品、広告、求人広告などにつけることができ、女性活躍推進事業主であることの PR 効果がさらに高まります。

「えるぼし」は、女性が活躍している企業を示すマークです！

認定段階１　認定段階２　認定段階３　プラチナえるぼし認定

福井県内の認定企業（のべ８社 令和２年８月現在）

プラチナえるぼし認定

福井県民生活協同組合（福井市）

認定段階３

小林化工株式会社（あわら市）
福井県民生活協同組合（福井市）
株式会社ＰＬＡＮＴ（坂井市）
社会保険労務士法人坪川事務所（福井市）
小浜信用金庫（小浜市）
アイシン・エィ・ダブリュ工業株式会社（越前市）

認定段階２

株式会社等愛会（若狭町）

女性活躍推進法とは？

女性活躍推進法は、職業生活において女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業主（一般事業主）それぞれの女性の活躍推進に関する責務を明らかにし、平成 28 年４月１日から施行されています。（令和８年３月３１日までの時限法）

企業は自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題の分析を行い、「一般事業主行動計画」を策定し、常時雇用する従業員が３０１人以上の企業は労働局への届出が義務となっております。また、改正女性活躍推進法により、令和４年４月１日から行動計画の策定・届出義務の対象は 101 人以上の事業主に拡大されます。

えるぼし認定とは？

厚生労働大臣は、一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業を認定しています。

認定段階は３段階あり、**①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース**の５つの項目のうち満たした項目数によって認定段階が変わります。

えるぼし認定を受けた事業主のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合はプラチナえるぼしを認定します。（令和２年６月１日施行）

認定企業になると、えるぼしマークを商品、名刺、広告、求人票などに付けることができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保、定着が期待できます。

福井労働局雇用環境・均等室